

耐震診断関係 用語解説

1 新耐震基準

現在の耐震基準は、昭和 53 年の宮城県沖地震を受けて建築基準法施行令の中の耐震基準の改正が行われたものであり、昭和 56 年 6 月 1 日から「新耐震設計法」が導入されております。

平成 7 年の兵庫県南部地震の被災状況によると、新耐震基準施行後の建物については比較的大きな被害は受けていなかったと報告されております。

したがって、旧耐震基準の建物については耐震診断を行い、耐震性能が不足している建物については補強する必要があります。

2 耐震診断

耐震診断とは、新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日）施行以前の建物について、地震に対する安全性を構造力学上診断するものであり、その診断結果は、構造耐震指標（ I_s 値）で表されます。

3 構造耐震指標（ I_s 値）

構造耐震指標（ I_s 値）とは、耐震診断の結果、建物の強度、形状、経年劣化の要因等から評価される建物の耐震性能を表す指標です。

国土交通省の「耐震改修促進法における技術的指針」によれば、 I_s 値 0.6 以上の場合、耐震性のある建物と定義されますが、文部科学省では地震時における児童生徒等の安全確保を十分なものとするために I_s 値 0.7 以上を基準値として設定しております。したがって、 I_s 値 0.7 未満の建物は 0.7 以上になるよう補強する必要があります。

I_s 値に係る指標

$I_s < 0.3$	地震に対して倒壊または崩壊する危険性が高い
$0.3 \leq I_s < 0.6$	地震に対して倒壊または崩壊する危険性がある
$0.6 \leq I_s$	地震に対して倒壊または崩壊する危険性が低い

（平成 18 年 1 月 25 日国土交通省告示第 184 号による。）

4 保有水平耐力指標（ q 値）

保有水平耐力とは、建物が地震による水平方向の力に対して対応する強さをいい、各階の柱、耐力壁、筋交いが負担する水平せん断力の和として求められる値をいいます。保有水平耐力に係る指標（ q 値）は、1.0 以上あれば倒壊や崩壊の危険性が低く、1.0 未満では危険性があるとされています。

5 耐力度調査（耐力度点数）

耐力度調査とは、建物の構造耐力、経年による耐力低下などを総合的に調査し、建物の老朽化の度合いを評価するものです。この調査の結果、点数の低い建物ほど耐力が低い建物とされております。文部科学省の補助事業である危険改築事業の場合、昭和45年以前の建物は5,000点、昭和46年以降の建物は4,500点以下を補助採択要件としています。

6 耐震化優先度調査（優先度ランク）

耐震化優先度調査とは、どの建物から耐震診断または耐力度調査を実施すべきか、その優先度を検討するために行う調査であります。その結果は①～⑤までの5段階の優先度ランクに判定され、その数値が低いほど優先度が高いとみなされます。

7 学校別耐震診断結果表 * * * 別表のとおり * * *

記載欄の説明

①耐震診断対象建物

文部科学省の「耐震改修状況調査」に該当する建物が対象となっており、その区分としては、昭和56年6月1日以前に建築された校舎・屋内運動場のうち、非木造の2階建て以上または延べ床面積200㎡以上の建物が対象になります。

②棟番号

建築時の文部科学省の採択区分により棟番号を付しておりますが、耐震診断や補強計画、工事などの際には同一構造体の場合は1棟として、また、エキスパンションジョイントなどで区切られているときはそれぞれ別棟として取り扱っております。

③構造の表示

R：鉄筋コンクリート造
S：鉄骨造
SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造

④面積

延べ床面積で表示しております。